

東大阪市花園ラグビー場広告看板等掲載募集業務仕様書

1. 募集内容

(1) 業務名称

東大阪市花園ラグビー場広告看板等掲載募集業務

(2) 業務内容

花園ラグビー場内の既存の常設看板に広告募集を行う業務と新たなスペースに新設の常設看板の設置工事を行い、その看板に広告の募集に係る業務を行う。

(3) 広告看板の仕様

- ① 材質：シート状のもので、剥離することができるものとし、太陽光及び照明灯を反射しないものとする。(取り外し可能な物)
- ② 加工：直射日光や風雨によって急激に劣化しないような加工を施したものとする。
- ③ 既存の常設看板の規格等（原則、以下の表のとおり。）

掲出場所	規格	期間	枠数	場所
第1グラウンド バックスタンド上部	H1. 815m× W4. 74m	1年(※ただし、契約更新することで 最長3年まで可。)	9枠	①～⑨
第2グラウンド スコアボード下部	約H1. 8m× 約W4. 5m		1枠	⑩

④新設の常設看板の規格等（原則、以下表のとおり。）なお、新設の常設看板については、設計図面【別紙5、6】のとおり設置工事を行うこと。

掲出場所	規格	期間	枠数	場所	設計図面
第1グラウンド スコアボード下部	約H0. 83m× 約W5. 97m	1年(※ただし、契約更新することで最長3年まで可。)	2枠	⑪～⑫	【別紙5】
第1グラウンド 北スタンド上部	約H×1. 79m 約W4. 7m		4枠	⑬～⑯	【別紙6】

※③、④の場所については、【別紙7】広告掲載場所図のとおり

(4) 基準

広告に関する基準は以下のとおり。

① 広告全般に関する基本的な考え方

広告掲載する広告は、社会的に信用度が高く、公序良俗に反せず、市民福祉の理念に沿い、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、広告の内

容及び表現が、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければなりません。

② 個別基準

「東大阪市有料広告掲載要綱第4条」、「東大阪市有料広告掲載基準第4条及び5条」に該当するものは掲載できません。

2. その他

- (1) 広告看板に関する製作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用及び新設で設置する看板の工事費用等に関する一切の費用は使用者が負担すること。ただし、契約満了後の撤去については、原状復帰することを原則とするが、1. 募集内容(3)④で示す新設の常設看板(広告は除く)については、事業者決定後に本市と協議し決定する。
- (2) 破損・汚損及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。
- (3) 広告枠の掲載内容については、掲出予定の2週間前までに本市担当者へ提出し、承認を得ること。
- (4) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に必要な事項は条例等、東大阪市有料広告掲載要綱及び東大阪市有料広告掲載基準、東大阪市本庁舎施設内広告設置取扱要領に定めるところによるものとする。
- (5) 広告に関するトラブルや広告内容についての対応は、事業者において即時に対応できる体制をとること。
- (6) 本市の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (7) 設置及び撤去に係る作業日時については、原則開庁時間外に行うものとし、詳細な日程については、両者の協議により決定することとする。
- (8) 仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
- (9) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。
- (10) 業務報告書の提出を本市が求めた時は、これに応じること。